

大阪広域環境施設組合服務査察要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令元. 10. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の服務規律の確保、不祥事その他市民の疑念や不信を招くような行為（以下「不祥事等」という。）の防止を図り、もって組合行政に対する市民の信頼を確保することを目的として実施する服務査察に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務査察事項)

第2条 服務査察は、大阪広域環境施設組合職員にかかる次の事項について、実施するものとする。

- (1) 地方公務員法をはじめとする服務にかかる規定の遵守状況
- (2) その他、服務規律確保に関すること

(服務査察員及びその権限)

第3条 服務査察は、事務局長が特に命ずる職員（以下「服務査察員」という。）が行うものとする。

- 2 服務査察員は、服務査察に必要となる文書、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に資料の提出若しくは説明を求めることができる。
- 3 服務査察員は、服務規律の確保又は不祥事等の防止のために必要な場合は、次のことができるものとする。
 - (1) 職場の管理監督者に対する部下職員への服務指導の徹底等の要請
 - (2) 管理監督者が行う服務指導等への支援
 - (3) その他、職員に対する啓発等

(服務査察に関する協力)

第4条 服務査察が実施される職場の関係職員は、服務査察員が行う査察について、査察場所への同行、査察に必要な文書・資料の提示等、服務査察の円滑な実施に協力しなければならない。

(服務査察結果による是正等の措置)

第5条 事務局長は、服務査察の結果に基づき、是正等の措置を講ずる必要があると認めるときは、関係各課長に対し、必要な指示を行うものとする。

- 2 前項の規定による指示を受けた各課長は、速やかに、必要な措置を講じ、その結果を事務局長に報告しなければならない。

(違反行為に対する処分等)

第6条 服務査察により、職員の非違行為が明らかになった場合は、地方公務員法等の規定に基づき、厳正な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第7条 服務査察員及び服務査察が実施された職場の関係職員は、服務査察によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、服務査察の実施に関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。